

## 放課後等デイサービス 「はばたき」 重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所とサービス利用契約の締結を希望される方に対して、社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づき、当事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意くださいを説明するものです。

### ◆◆目 次◆◆

1. サービスを提供する事業者	1
2. 利用事業所	1
3. 営業日・営業時間	1
4. サービスに係る設備等の概要	1
5. 従業員の配置状況	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減	3
7. 利用者が放課後等デイサービスを利用されなかった場合の対応について	3
8. 利用者の記録や情報の管理、開示について	4
9. 苦情の受付について	5

株式会社 LINK MATE

はばたき

当事業所は三重県の指定を受けています

(22 障福第 259-168 号)

## 1. サービスを提供する事業者

名 称	株式会社 LINK MATE
所 在 地	桑名市大福字宮東 340 番地 1
電 話 番 号	0594-28-8100
代表者氏名	代表取締役 梅村 鉄矢
法人の設立年月	平成 25 年 2 月 26 日

## 2. 利用事業所

事業所の種類	放課後等デイサービス 平成 27 年 7 月 1 日指定
事業所の名称と目的	はばたき
事業所の所在地と連絡先	桑名市西別所 2 4 1
	Tel/FAX 0594-28-8336
管 理 者	河井 翔太
目的	株式会社 LINK MATE（以下「事業者」という。）が開設する放課後等デイサービス事業所 はばたき（以下「事業所」という。）が行う放課後等デイサービス事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定放課後等デイサービスの円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、障害児及び障害児の保護者の立場に立った適切な指定放課後等デイサービスの提供を確保することを目的とします。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切な技術を持ってサービスの提供を行います。</li> <li>2 利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。</li> <li>3 利用者またはそのご家族に対し、サービス内容及び提供方法等について、説明を行い同意を得ます。</li> <li>4 地域との結びつきを重視し、市町村、他の福祉サービス及び保健医療サービスを行う事業者との典型を図るとともに、地域住民及びボランティア等との交流に努めます。</li> <li>5 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るよう努めます。</li> </ol>
主たる対象者	障害児（18歳以下）
定 員	10 人

### 3. 営業日・営業時間

営業日	月曜日から土曜日 ただし盆、年末年始を除く。
サービス提供時間	平日 14:00～18:00 学校休業日 10:00～16:00

### 4. サービスに係る設備等の概要

#### (1) 事業所設備の概要

事業所設備の種類	【放課後等デイサービス】	備考
1階活動室	31.54㎡	
相談室	14.58㎡	
事務所	17.01㎡	
消火その他災害対応	消火器等	1階活動室

\* 当事業所では、上記の設備をご利用いただくことができます。これらの利用については、利用者に特別にご負担いただく費用はありません。

#### (2) 利用にあたって別途利用料金をご負担いただく設備

なし
----

### 5. 従事者の配置状況

従業者の配置については、厚生労働省の定める指定基準を遵守しています。

当事業所では、利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する者として、下記の職種の従業者を配置しています。

#### <主な従業者の配置状況>

職種	常勤換算 <sup>(※)</sup>	常勤	非常勤	指定基準
1. 管理者	1名	1名		1
2. 児童発達支援管理責任者	管理者兼務			
3. 指導員	3名	2名	3名	2

※ 常勤換算とは：

従業者それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤従業者の所定勤務時間数（例：週40時間）で除した数です。

たとえば・・・1日4時間、週5日勤務の従業者（1週間で20時間勤務）が5名いる場合、常勤換算では、2.5名（4時間×5日×5名÷40時間＝2.5名）となります。

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金、負担軽減（利用料金については契約書第5条参照）

当事業所では、利用者に対して以下のサービスを提供します。

○放課後等デイサービス給付費の対象となるサービス

- ・ 事業所利用時の活動  
遊びを通じた療育活動、運動活動、学習活動、音楽活動  
（各種体験活動に参加した際の実費につきましては給付費対象外となります。）
- ・ 生活支援  
健康管理、食事支援、排泄支援
- ・ 生活相談  
日常生活での助言や相談
- ・ 情報提供及び相談  
福祉サービスの情報提供、利用方法の助言等
- ・ 送迎サービス  
（サービス実施地域及び送迎地域につきましては要相談となります。）

〈サービスの概要〉

すべてのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。この「個別支援計画」は、利用者の自立に向けた生活を支援し、さまざまな課題の解決を目的として本事業所の児童発達支援管理責任者が作成し、サービス担当者会議で確認された後、利用者の同意をいただくものです。なお、「個別支援計画」の写しは、利用者に交付いたします。

(2)利用にあたって別途ご負担いただく放課後等デイサービス給付費対象外サービス

(契約書第5条2項)

- ① 創作活動やプログラム活動に係る実費  
（事業所のご利用1ヶ月毎に費用を計算し請求致します。）
- ② 事業所内でのイベント等に係る実費  
（事前にご家族への連絡を行い、都度費用をお支払い頂きます。）
- ③ おやつ代 最大100円/日  
（事業所のご利用1ヶ月毎に費用を計算し請求致します。）
- ④ その他の日常生活において通常必要となるものに係る経費であり、事業所利用者が負担することが適当と認められる物の実費  
（事前にご家族への連絡を行い、事業所のご利用1ヶ月毎に費用を計算し請求致します。）

※費用の支払いを受けた場合には、当該費用に係る領収書をお支払いいただいた放課後等デイサービス給付費決定保護者に対して交付致します。

## 7. 利用者が事業所を利用されなかった場合の対応について

通所により当事業所を利用されている利用者が、何らかの事情によりサービスの利用を取り消された場合等の対応は以下のとおりです。

サービス利用されなかった場合には、利用者及び家族の同意のもと、ご自宅等への訪問や電話等による相談・支援を行います。

### ① 電話等による相談・支援

急遽サービス利用を取り消された場合等、ご自宅等にお電話し、安否確認を含め必要な相談・支援を行います。

### ② 家庭等への訪問による相談・支援

常時サービスを利用されている利用者が、心身の状況の変化等により5日以上連続して利用されなかった場合、利用者の同意の下、その方のご自宅を訪問して、引き続きサービスをご利用いただくための支援や個別支援計画の見直し等を行います。

## 8. 利用者の記録や情報の管理、開示について（契約書第8条第6項参照）

事業者は、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。）

\* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 個別支援計画
- (2) 利用者の障害の状態ならびに給付等の受給状況について、厚生労働省令で義務付けられた市町村への通知事項
- (3) やむを得ず身体拘束等を行った場合の状況や緊急やむを得ない理由など
- (4) 利用者からの苦情の内容
- (5) 事故の状況及び事故に際しての対応

◆ 保存期間は、サービス提供完了日から5年間です。

8. 苦情の受付について（契約書第 14 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は、以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔職名〕 児童発達支援管理責任者 河井 翔太

○受付時間 毎週月曜日～土曜日 11：00～17：00

○苦情解決責任者 氏名 梅村 鉄矢 [職名]代表取締役

○第三者委員 氏名 佐藤 正弘 [所属](株)サンワーク 代表取締役

連絡先 0564-54-7515

氏名 淵上 伸次 [所属](株)ライズアップ 代表取締役

連絡先 0566-29-1008

（2）行政機関その他の苦情受付機関

○ 三重県社会福祉サービス運営適正化委員会 連絡先 059-224-8111

○ 桑名市役所 障害福祉課 連絡先 0594-24-1171

○ 長島町支所 住民福祉課 連絡先 0594-42-4155

○ 多度町支所 住民福祉課 連絡先 0594-49-2014

○ 東員町役場 地域福祉課 連絡先 0594-86-2804

○ いなべ市役所 社会福祉課 連絡先 0594-78-3511

放課後等デイサービス（はばたき）のサービス提供及び利用の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業所名 はばたき

説明者職名 児童発達支援管理責任者 氏名 河井 翔太 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、放課後等デイサービス（はばたき）のサービス提供及び利用の開始に同意しました。

平成 年 月 日

利用者住所

保護者氏名 印

児童氏名

この重要事項説明書は社会福祉法第 76 条及び第 77 条に基づく、厚生労働省令第 171, 172 号（平成 18 年 9 月 29 日）の規定により、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。